主催　FoE Japan

資料

規制庁・規制委員会を監視する新潟の会

桑原三恵（くわばらみえ）

再稼働をめぐる経過

新潟県		東京電力	
2012	7月　技術委員会による事故原因検証開始		
		2013	9月　6，7号機　基本設計審査申請
2016	9月　健康生活・避難方法検証開始		
		2017	12月　基本設計・適格性審査合格
2020	10月　事故原因検証報告書提出 以降、技術委員会は安全対策の確認作業	2020	10月　詳細設計・保安規定審査合格
		2021	1～2月　核物質防護重大不備発覚 4月　燃料移動禁止　　追加検査開始
2022	1月　生活検証報告書提出 9月　避難方法検証報告書提出		
2023	3月　健康検証報告書提出 9月　3つの検証総括報告書発表 11～12月　同上の説明会開催	2023	12月　追加検査、適格性再確認終了 燃料移動禁止措置解除
2024	7～8月　規制庁・内閣府・資源エネルギー庁による説明会開催	2024	4月　7号機燃料装荷 6月　起動前検査完了 以降、県内各地で再稼働PR活動を展開 9月　6号機詳細設計合格　保安規定審査開始

・ 新潟県は、福島原発事故について「3つの検証」に取り組んだ

「3つの検証」： 事故原因　生活と健康への影響　避難方法 について、2委員会と2分科会が設置され、有識者が議論を交わし、報告書を提出した

県当局主導による一定の枠内で終了 ： 県民参加は各委員会への定員20人の傍聴のみ
池内了氏が委員長であった総括委員会が「検証の取りまとめ」のあり方で知事と確執が生じ、機能を果たせず、総括報告書は県当局がとりまとめた

・ 基本設計の最終盤に、規制委員会は、福島原発事故を起こした東電に原発を動かす適格性があるのかを審査した （適格性審査）

・・・ 7つの約束の遵守を条件に、規制委員会は適格性を認めた

①住民の理解を得ながら廃炉をやりきる ②廃炉に必要な資金を確保し、柏崎刈羽原発の安全性を向上する ③いかなる経済的要因があっても安全性確保を前提とする ④不確実・未確定でも、リスク低減を実現する ⑤規制基準順守にとどまらず自主的に安全性向上を実現する ⑥社長は原子力安全の責任を担う ⑦本社・発電所の情報を一元的に共有し安全性向上を実現する

・ 再稼働の必須審査（基本設計　詳細設計　保安規定）に合格したのちに、核物質防護重大不備2件が発覚した （IDカード盗用・改ざん・不正入域、 侵入検知設備長期機能不全放置）

・・・ 審査の信頼性失墜　核物質防護に対する規制委員会・東電双方の脆弱性

7つの約束遵守違反（上記③の違反）の規制委員会による隠ぺい

（侵入検知設備機能不全放置は当時東京電力が実施していた全社的コストカットの取組の中で修繕等が先送りされていた。 ③の違反は明らかだったにもかかわらず、規制委員会が7つの約束を保安規定にのみ記載させ、核物質防護規定への記載を求めなかったため、核物質防護違反である上記の件について7つの約束遵守の検査は一切行われず、東電の約束違反はないこととなった〉

再稼働にかかわる課題

１　避難計画

２　安全対策

３　使用済み核燃料とプルサーマル

４　地元同意

５　日本のありかた、　私たちのありかた

1　避難計画　　1　原子力災害避難計画に係るシステムの課題

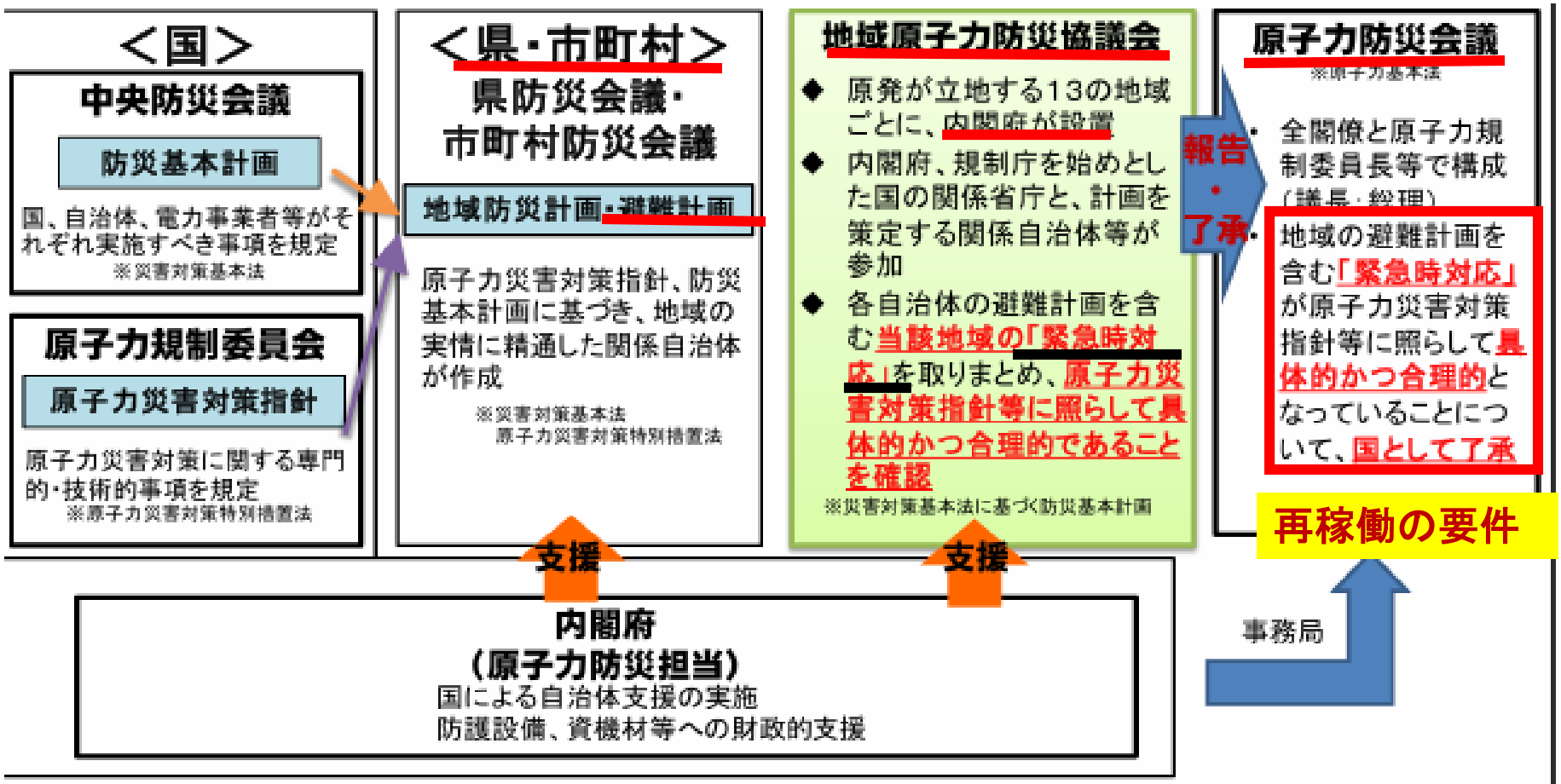

＜国による自治体支援の具体的内容＞

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

＜国の説明会　内閣府資料＞

① 原子力災害の避難計画の実効性の定義は存在せず、実効性の有無をチェックする機関もない

② 避難計画と緊急時対応の関係が不明

③ 「緊急時対応」を協議する「地域原子力防災協議会」は非公開である

④ 原子力災害対策指針への自治体や住民からのフィードバックが制度化されていない

⑤ 30キロ圏外自治体は避難計画策定が義務付けられていない

２ 原子力災害対策指針 は 「原子力災害被ばく受忍指針」である

① 避難

PAZ ： 全面緊急事態での避難は、被ばくの可能性が大きい

UPZ ： モニタリング結果による避難は、被ばくが前提となっている

500μSv／h ： 即避難　　20μSv／h ： 数日以内に避難、一時移転

② 屋内退避

被ばくは避けられない

③ 安定ヨウ素剤服用

PAZ UPZ ともに 避難時に服用 では効果が極めて限定的となる

④ 複合災害では避難も屋内退避も不可能

雪を知らない内閣府官僚に、自治体職員は激怒した

・視界がゼロになる降雪、ホワイトアウト　・停電、交通遮断、孤立、物資不足

・除雪の現実　・屋根の雪下ろし　・主要幹線での“立ち往生”が数日続く

地震

・震度５以上・・・建物の中には、いられない

⑤ ①～④は避難道路整備で、解決できない

＊柏崎刈羽原発差し止め訴訟　原告・吉田隆介さん　意見陳述書（２０２４年３月２８日）

原発事故が進むと状況しだいでベントすることになります。再稼働が計画されている6号機から3キロ弱の私が住む宮川に、放射能を含む風が到達することになるでしょう。風向きによっては短時間で放射性ガスが到達するのではないかと思っています。私たち宮川住民は避難する時間的余裕はほぼないと考えています。

冬季の場合大雪で１週間通行不能の状態が続いたことがあります。車庫の前は除雪車に寄せられた硬い雪の山で、高齢者にとって除雪作業は困難を極めることになります。なかなか車をだすことができません。そうなれば否応なく屋内退避を強いられることになります。

先の中越沖地震の時、自宅が大きな被害を受け、とても危険で屋内退避などできる状態ではありませんでした。近くに鉄骨モルタルのコミュニティセンターがありますが、全町民が避難できるほどのスペースはありません。そもそも海に近いところに建設されており、津波の際には避難できません。複合災害の場合、高台に逃げざるをえません。しかし、高台には、鉄筋コンクリートの建物はありません。外にいる以外ないのです。そこで当てもない避難のためのバスを待つことになります。絶望です。

中越沖地震で富川を通る国道と県道は大きな被害を受けました。特に国道は隣の椎谷地内で道路わきの山が大規模に崩落し、長期間にわたり通行不能になりました。県道も国道と同じように道路わきは崩落し、一時的に通行不能となりました。

避難対策を中心とする具体的対応の方針

２．避難対策の実効性向上等

（１）原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等

・**経産省、内閣府、国交省**で整備促進に向けた**「協議の枠組み」を新たに立ち上げる**

・６方向へ放射状にUPZ(概ね30km圏内)外まで避難する経路等について、**経産省、内閣府、国交省等の関係府省庁で整備する**（土砂災害警戒区域等の法面対策、未改良区間の拡幅、橋梁の耐震化等を実施）

・**経産省は県の実負担額相当分の措置など必要な規模の予算を継続確保する**

（２）除排雪体制の強化

・**内閣府、経産省、電力事業者が連携**し、冬季の２車線確保のための**拡幅用除雪車両の増強**、急勾配区間への**消融雪施設や監視カメラの設置**など、**除排雪体制を強化する**

・地域レベルで対応が困難な場合における**政府を挙げた全国規模の実動部隊（警察、消防、防衛）による支援**を実施する

（３）放射線防護対策を施した屋内退避施設（シェルター）整備の強化

・**新潟県内UPZ(概ね30km圏内)全域で、放射線防護対策施設の整備を可能とする**（これまでは概ね10km圏内）とともに、**施設の空調対策、維持管理費等も含め、内閣府で予算を確保し、整備する**

⇒ 他の要望項目についても、地域の実情を踏まえ、具体的に対応していく。

2

＜第18回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会　資料　2024年９月13日＞

・知事は、昨年柏崎市、刈羽村と避難道路整備を国に要請し、さらに今年、知事は昨年の要請を具体化した要望を提出

岸田首相は９月６日の関係閣僚会議で、知事の要望を全面的に受け入れる方針を確認し、関係閣僚に対応を指示した

２　安全対策

①　技術委員会で、委員の質問に東電が答え切れていないのは・・・
　・サイト内の23＋15＝38本の断層の活動性
　　23：従来から示している断層　　15：特定重大事故等対処施設設置に際して行った
　　ボーリング調査で新たに確認した断層　　詳細が公表されていない
　・水素爆発に係る解析の信頼性
　・特定重大事故等対処施設の安全性
　　核物質防護の観点からほとんどすべてが非公開

②　新設の重大事故対処設備は実機による試運転ができないため、実際に機能するかは推定の段階である　　・フィルタベント設備　　・代替循環冷却システム

③　基準地震動の過小評価
　・変動地形学による海域活断層評価を全否定　　・海域活断層の連動の過小評価

④　中越沖地震（2007年7月）による被災の過小評価
　・設計時の基準地震動を超える揺れの影響把握に限界

⑤　軍事攻撃への対策はゼロ

３　使用済み核燃料とプルサーマル

①各号機の貯蔵率と東電の対処

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
　第１６条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）－４
「燃料体等を必要に応じて貯蔵する ことができる容量を有する」とは、発電用原子炉に全て燃料が 装荷されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている取替燃料に加えて、１炉心分以上貯蔵することができる容量を確保す ること。

＊稲垣所長
「7号機が再稼働した場合、搬出しないと4年で満杯になる可能性がある」

＊貯蔵率＝貯蔵数÷管理容量（貯蔵容量－１炉心分）

号機	2024年度　四半期末	2024年9月　東電の対応	2024年度　9月末
1	90.6		90.6
2	71.1		71.1
3	70.8	7号機から38体搬入	72.3
4	67.9	むつ市中間貯蔵施設に69体搬出	65.1
5	80.2		80.2
6	91.6		91.6
7	97.5	号機間輸送で、3号機に38体搬出	96.0
全体	81.3		80.9

＊東電は今年度中に、7号機から380体を号機間輸送する。 実施期日は非公開。

② 号機間輸送と中間貯蔵施設への搬出　の問題　：　ストップさせるには？

・ 作業員の被ばく　・ 事故、テロのリスク　・ 核物質防護の限界と住民の安全確保不可能
・ 使用済み核燃料の青森県民、むつ市住民への押し付けと、置き去りの可能性

③ 稼働に伴って発生する使用済み核燃料に関する炉規法の空転の結果、何が起きているのか？

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第四十三条の三の五
発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
八　使用済燃料の処分の方法

全原発事業者　：「再処理」としている

・ 80～90年代は、 イギリスとフランスに再処理を委託
・ 東海再処理工場では　約1140トンU を再処理（1977～2007年） 2016年廃止措置決定
・ 六ヶ所再処理工場は　約434トンU を2006～2008年に再処理（アクティブ試験）
1993年着工、2024年27回目の竣工延期

プルトニウム　国内保管量 8，640kg ＋ 海外在庫量 35，831kg
（2023年末）　＝ 44，471kg　（イギリス：21，735kg フランス：14，097kg）

＜「原子力資料情報室通信 604号 2024年10月1日＞

④ 東電が保有するプルトニウムの量と対応方針

プルトニウム利用計画　＜2024年2月16日　電気事業連合会＞

東京電力　プルトニウム所有量（2023年度末予想）　１３．６トンPut

利用目的（軽水炉燃料として利用）

立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること、及び確実なプルトニウム消費を基本に、東京電力HDのいずれかの原子炉で実施

＊電事連の計画：　2030年度までに少なくとも12基でプルサーマルを実施する

＊国の支援政策：　2023年に交付金制度を創設

新たにプルサーマルを実施した原発立地道県に最大25億円を交付する

東京電力は

- 保有プルトニウムの詳細を県民に説明すること
- 利用目的（　プルサーマル　）の計画を明らかにすること

柏崎刈羽原発６，７号機を対象とするのかを明らかにすること

上記要請は、県内外１１６団体の賛同を得て

１０月２１日に東電新潟本社に提出済み

回答期限は１１月２０日

⑤ むつ市中間貯蔵施設に搬入した使用済み核燃料への資源エネルギー庁の姑息な対応方針

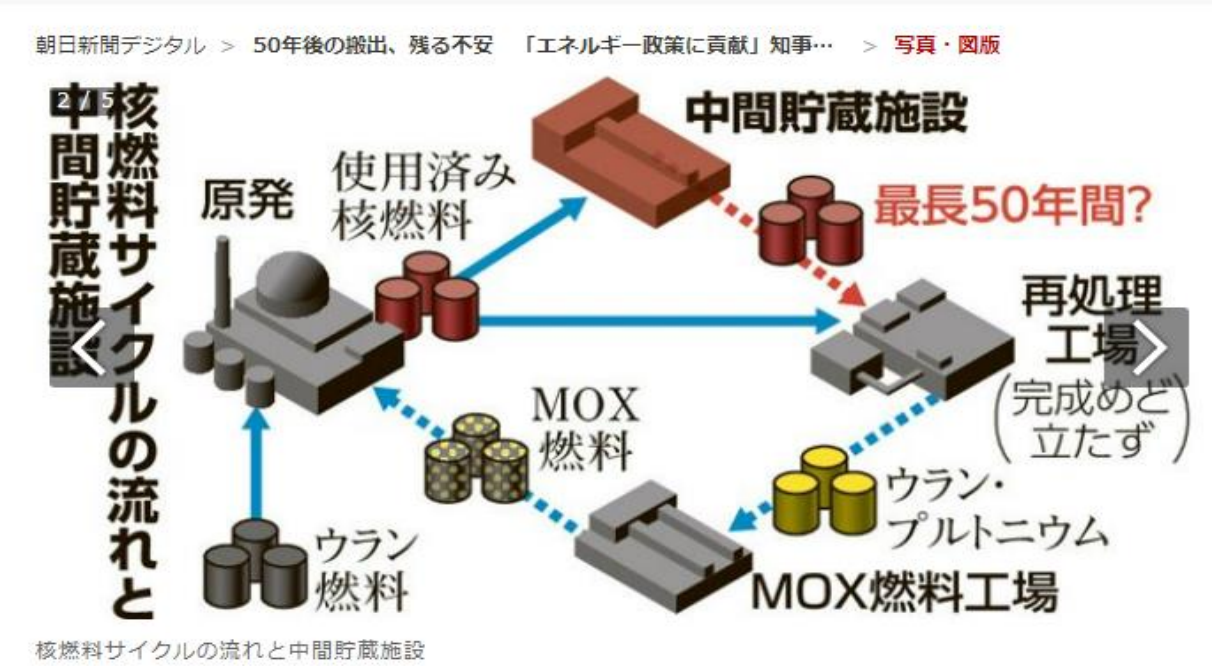

- むつ市中間貯蔵施設の貯蔵期間は50年間とされている
  2024年＋50年＝2074年・・・ⓐ貯蔵期限
- キャスクの耐用期間は60年
  今回搬入に使用されたキャスクは2012年製。
  2012年＋60年＝2072年・・・ⓑ耐用期限
  → 貯蔵期限の前にキャスクの耐用期限が切れる
  （2024.7.19青森県議会環境厚生委員会で鹿内博県議が指摘）
- 再処理工場の運転期間は40年とされている
  2026年＋40年＝2066年・・・ⓒ運転期限
  → 中間貯蔵施設の貯蔵期限は六ヶ所再処理工場の運転期限を超える

- 資源エネルギー庁の新たな戦略（第41回原子力小委員会 2024年10月16日）
  六ヶ所再処理工場の運転期間の法令上の上限はない。40年で維持や取り換えが困難となり、プラント全体の廃止が必要となる設備は想定されていない。
  中長期の取組 ： ㋐メンテナンス技術の高度化、 ㋑取り換え用部品の確保、サプライチェーン・技術の維持、 ㋒使用済MOX燃料の再処理技術の確立と技術的対応の検討

㋐と㋑は、現時点でも必須 → 六ヶ所再処理工場稼働は実質不可能

安全・安定的な長期利用に向けた検討課題

- 六ヶ所再処理工場の竣工後、**安全性確保を大前提に**、**数十年にわたる長期**において**安定的に運転**することは、**核燃料サイクルを推進していく上での重要な課題**である。
- 日本原燃では、**六ヶ所再処理工場の竣工後を見据え**、仏国オラノ社のラ・アーグ再処理工場や、訓練用施設を有するJAEAに、運転員や技術者を派遣し、**工場の運営に必要な技術力の維持・向上に向けた取組**を進めている。
- その上で、**六ヶ所再処理工場**については、**運転期間に関する法令上の上限は無い**。また、同工場において、例えば、**40年で維持や取替が困難となり、プラント全体の廃止が必要となる設備は想定されていない**。
- 一方、着工から約30年が経過し、アクティブ試験から約20年が経過する中、設備メンテナンスを担う事業者や、取替用部品のメーカーで、一部撤退が発生するなど、将来的な**長期利用に向けた課題**も生じている。
- こうした課題への対応は、**中長期での取組が必要**と考えられ、早期竣工に向けた取組と並行して、例えば、以下の項目について、**今から官民で対応を進めていくべき**ではないか。その際には、運転経験で先行する**仏国との協力も重要**ではないか。（※）
  - ✓ **メンテナンス技術の高度化**（比較的線量が高い区域における、効率的な機器取替技術など）
  - ✓ 中長期を想定した、**取替用部品の確保**、**サプライチェーン・技術の維持**（建設が当面想定されない中でのサプライチェーン維持の方策など）
  - ✓ プルサーマルに伴って発生する**使用済MOX燃料**に関する**再処理技術の確立**と、それを**実際の再処理工場に適用する場合を想定した技術的対応の検討**

（※）なお、再処理工場の運転実績で大きく先行する仏国オラノ社の**ラ・アーグ再処理工場**は、現在、UP2-800施設（1994年操業開始）とUP3施設（1990年操業開始）の**2つの再処理プラントが稼働中**である。また、本年3月には、**ラ・アーグ再処理工場の運転期間を2040年以降に延長**するための**持続可能性及び強化プログラムの実施**が発表されている。

使用済燃料の搬出先の明確化

- 使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する**核燃料サイクルの推進は、一貫して、我が国の基本的な方針**である。
- 本年7月23日、**むつ中間貯蔵施設**の事業開始に向けた議論過程において、**宮下・青森県知事が齋藤・経済産業大臣（当時）と面談**し、同施設は立地協定において建屋ごとに50年の使用期限がある中、「**中間貯蔵後の使用済燃料の搬出先の明確化**」を図るよう、要請がなされた。
- **同施設の立地決定当時（2005年）、使用済燃料の年間発生量は、六ヶ所再処理工場の年間処理能力**（800トンU／年）**を上回ることが想定**されていた。そうした状況の中、中間貯蔵された使用済燃料の搬出先は、原子力政策大綱（2005年）、第2次エネルギー基本計画（2007年）において、六ヶ所再処理工場に続く再処理工場を想定していた。
- 一方、**現在は、2005年当時と比較して、**原子力発電所の稼働基数や、政策目標における電源構成に占める原子力発電所の割合は、大きく異なる。この結果として、**想定される使用済燃料の年間発生量も大きく減少**し、**六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回る**と想定される。
- このため、今後、**六ヶ所再処理工場の長期かつ安定利用**を行うことで、原子力発電所の運転で今後発生する使用済燃料に加え、**貯蔵中の使用済燃料についても、順次、再処理することが可能**と考えられる。
- 以上を踏まえれば、**中間貯蔵された使用済燃料**については、**六ヶ所再処理工場を搬出先として想定し、安全性確保を大前提**に、そのために必要となる**六ヶ所再処理工場の長期かつ安定利用に向けて、必要な取組を進めていく**ことが適切ではないか。（※）

（※）なお、六ヶ所再処理工場に続く再処理施設については、六ヶ所再処理工場の稼働状況、原子力発電所の稼働状況とその見通し、これを踏まえた核燃料の需要量や使用済燃料の発生量等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

４　地元同意

①　東電が再稼動申し入れへの同意を得る自治体の範囲

- 現状　：　柏崎市　　刈羽村　　新潟県
- 範囲拡大の運動　：　柏崎刈羽原子力発電所30km圏内UPZ議員研究会

住民の安全・安心のための新しい自治の仕組みづくり

- 福島原発事故後、30キロ圏内自治体は、避難計画策定が義務づけられたが、再稼働について効力を持つ意思表示ができない
- 住民、議会、首長が意思表示できる新たな安全協定を策定しよう

　　・・・　安全協定案への各首長の理解が得られない
　　引き続き活動を続ける

- 30キロ圏内住民　　432，800人（2021年時点）
　PAZ住民　　19，300人・・・再稼働同意の賛否について意思表明を活かせる
　UPZ住民　　413，500人・・・　　〃　　活かせない
- UPZ住民間で不公平が生じている
　UPZ住民：　柏崎市UPZ住民・・・活かせる
　　柏崎市以外UPZ住民・・・活かせない

② 柏崎市・刈羽村・新潟県の再稼働同意のプロセス

・ 柏崎市と刈羽村

地元商工会等が早期再稼働を求める請願を議会に提出 → 議会で可決 → （首長の同意表明）

・ 新潟県

花角知事 ： 1期目の選挙運動（2018年）からかかげて続けている方針

「3つの検証が終わったら、再稼働の議論を始めて、しかるべき時期に責任をもって判断し、判断について県民の信を問う」

㋐ 再稼働の議論 ： ・説明会での質疑応答 議論が進んでいるとは言えない

・知事は論点は「必要性 安全性 東京電力の信頼性」だと言っている

㋑ 信を問う 方法 ： 示していない （ 知事選挙 県民投票 県議会 のいずれか ）

㋒ 判断の時期 ： 示していない

＊特定重大事故等対処施設竣工と知事選挙（2026年5月）の関係がある？

7号機にとって特定重大事故等対処施設の竣工期限 ： 2025年10月13日

再稼働・・・・・・・2025年10月13日 竣工× 稼働停止 竣工〇 稼働継続

・・・・・・・・・・・・・・2025年10月13日 竣工× 竣工まで再稼働不可

竣工〇 再稼働可

6号機にとって特定重大事故等対処施設の竣工期限 ： 2029年9月1日

2029年9月1日までの間は、いつでも再稼働可

2029年9月1日までに竣工× 稼働停止

＊特定重大事故等対処施設の竣工期限
詳細設計認可から
5年以内

「県民が議論を深め、どう意思を固めるかを慎重に見極める」 と言い続ける花角知事をめぐる情勢

・ 柏崎市と刈羽村を除く県内自治体首長の姿勢

長岡市長の９月定例市議会での答弁

（県内全30市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の代表幹事）

「再稼働の是非の議論を進める状況では全くないと認識している。原発再稼働をめぐっては様々な課題がある。

１ 能登半島地震をふまえた地震リスクの再検証　２ 屋内退避の実効性

３ 複合災害時の道路の除雪体制　４ 事故が起きた際の被害範囲などのリスク開示

５ 原発の集中立地の軽減　６ 電力事業者への不信感の解消

引き続き、国に対して課題解決にあたることを強く求める」

＊柏崎市長と刈羽村長の孤立

女川原発再稼働について

市長 「いたたまれない」

村長 「もったいない」

・両首長選挙

11月17日投開票

・ 衆院選結果

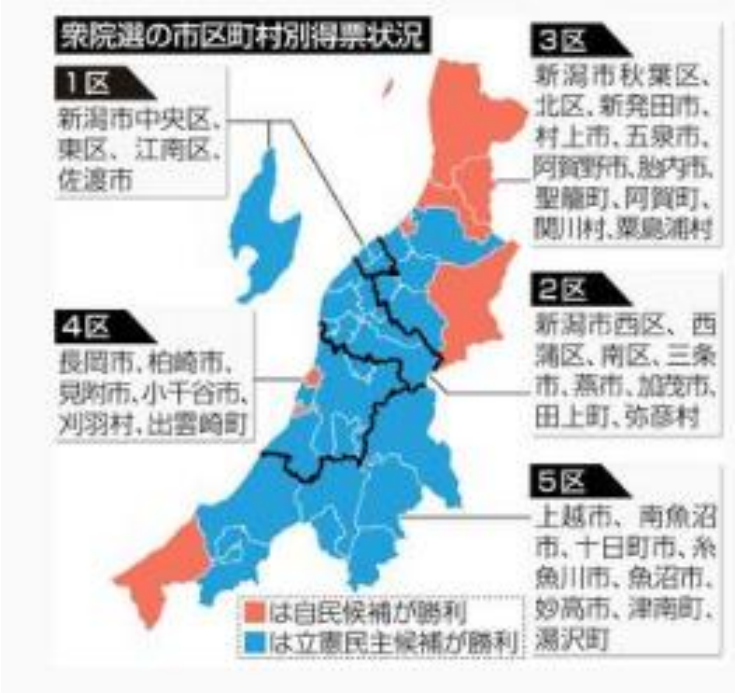

今回の衆院選

県内5小選挙区当選者 ： 全員、立憲民主党

自民党が勝利した市町村（左図の赤の市町村）の自民党得票数と立憲民主党の得票数との差は約7300ほど

柏崎市 ：	立憲民主党候補	17，433	自民党候補 16，043
刈羽村 ：	〃	874	〃 1，214

＊再稼働について

立民候補：どちらかと言えば反対　自民候補：賛成

出張先（米・NY）で選挙結果を聞いた花角知事（支持母体は自民党）

「結果を受け止めるしかない」

③ 県民投票条例制定を求める直接請求運動
・「市民検証委員会」が提起、賛同した市民が運動体結成

「柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会」

https://www.kenmintouhyou.net/

私たち一人ひとりが、柏崎刈羽原発と正面から向き合い、県民投票を通して、賛成・反対を超えて再稼働について熟議し、県政の主人公として責任をもって意思表示することは、新潟県の民意を確認する重要な機会となるはずです。

【必要署名数】 36,404筆　　【目標署名数】 200,000筆
＊署名期間　１０月２８日～１２月２８日

◎ 寄付のお願い
＜クレジットカードでの寄付＞　下記サイトをご覧ください
https://square.link/u/7gJff9XQ
＜口座振込での寄付＞
新潟県労働金庫（金融機関コード：2965）　新潟南支店（店番号：363）
口座：普通　口座番号：5766226
口座名：県民投票で決める会　代表　片野純也
ケンミントウヒヨウデキメルカイ　ダイヒヨウ　カタノ　ジユンヤ

ご支援をお願いします！

＊新潟県における原発をめぐる住民投票

	新潟県　旧巻町	新潟県　柏崎市	新潟県　刈羽村	新潟県全域
運動団体	巻原発住民投票を実行する会	住民投票を実現する会	私たちの声を村政に届ける会	みんなで決める会
投票の目的	原発建設の賛否	プルサーマル実施の賛否	プルサーマル実施の賛否	柏崎刈羽原発の稼働の是非
条例案	1995年6月 町議会で可決 同年10月　改悪	1999年3月23日 直接請求を市議会否決	1999年3月23日 直接請求を村議会否決 2001年4月18日 条例案を村議会可決	2013年1月23日 直接請求を県議会否決
投票実施日	1996年8月4日	―	2001年5月17日	―
投票率	88．3%	―	88．1%	―
投票結果	建設反対　61．2% （全有権者　53．7%）	―	実施反対　53．6% （全有権者　47．1%）	―

＊参考文献　：「住民投票の総て」第2版　今井一　　「住民投票運動とローカルレジーム」中澤秀雄　東信堂
「巻原発住民投票の軌跡」桑原正史、桑原三恵　七つ森書館　「日本の原子力時代史」西尾漠　七つ森書館
「反原発運動四十五年史」西尾漠　緑風出版

＊住民投票運動に込められた思い

＜刈羽村　署名を呼び掛けるチラシから＞

この運動は「私たち一人ひとりの声を村政に反映させる機会を作ってください」という願いを達成するものです。ただそれだけで、他の意図は一切ありません。私たち村民の声が集約されたら、行政や議会にその結果を尊重して、今後の原子力行政におおいに役立ててもらいたいのです

＜旧巻町　住民投票問題を立ち上げた田畑さんの言葉＞　「住民投票運動とローカルレジーム」中澤秀雄　東信堂

私は30年間酒屋をやってきた。西蒲選挙の受益者です。買収券（ビール券）をわかっていて売るわけです。一晩で数百万の売上になったこともあります。一村全部買収するんですよ（笑）。でもどこかおかしいと心の底で思ってきた。一方でかかあの弟（高島弁護士）から原発の話は聞いていた。かかあの弟が手弁当で運動しているのに、その応援もできず、すまんのうと心の底で手を合わせていた。

そして今回、このままでは原発が必ずできてしまうという局面になった。これで黙っていたら私の人生はそのまま終わる、それだけの人生だったということになってしまう。もちろんここで声をあげれば、取引先から締め上げられるだろう、店もつぶれるかもしれない。でも息子たちも独立した、もうあとはどうなってもいいじゃないか、とかかあと話しをした。

金で人の心を買うような政治はもう終わりだ。西蒲選挙といわれた、これまでのようなあり方を変えんきゃならんと思っている。そういう動きは、巻だけじゃなくあちこちで起きつつあるんじゃないでしょうか。

＜「みんなで決める会」 直接請求代表者　千野正人さんの県議会での意見陳述の一部

この度、県民投票実現のため、直接請求を行ったのですが、決して議会制民主主義を否定しているのではなく、命にかかわる大切な問題を県議の皆さまだけに押し付けるのではなく、県民一人一人と責任を分かち合い、共に考える場になると考えたからです。

県民の信頼で選ばれた議員さんです。ぜひ県民を信頼していただけませんか。この問題は今後，子ども、孫、そのあとの世代まで続く問題になると思います。県議会議員の生き方、生き様が問われることになると思います。今は投票率も低下し、政治に無関心の人が多いように感じます。県民投票が実現することで、県民一人一人が学び、関心を持ち、責任をもつことになり、それが一人一人の自立につながり、新潟県にとって本当に大切なことは何かみんなで考えることになると確信しています。

県民の自立に力をかしてください。チャンスを与えてください。県民投票が実現すると、全国初の試みとなります。県民だけでなく、全国の人が注目していると思います。全国で一番最初に動いたのは、新潟県議会からだったと言われるように、新潟県、いや日本を変える立役者になってください。歴史に残る県議会議員になってください。

＊新潟県民が、住民投票で目指したこと

１９９５年
金で人の心を買うような政治はもう終わりだ。西蒲選挙といわれた、これまでのようなあり方を変えんきゃならんと思っている

２０００年
私たち一人ひとりの声を村政に反映させる機会

２０１２年
県民投票が実現することで、県民一人一人が学び、関心を持ち、責任をもつことになり、それが一人一人の自立につながり、新潟県にとって本当に大切なことは何かみんなで考えることになる

２０２４年
再稼働について熟議し、県政の主人公として責任をもって意思表示する

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

「事故が起きた時には県全体に影響が出る。企業や県の意見だけで原発の方針が決まるのはどうなのかと思う」
＜新潟日報　１０月３０日　　新潟市中心街での直接請求署名活動で署名した３１歳の言葉＞

私たちが超えるハードルは

- できるだけ多く署名を集めること
- 県議会で条例案を可決させること
  県議会の会派構成と県民投票への現在までの賛否

会派	所属議員数	現在までの賛否
自民党	32	否
未来にいがた	9	△
リベラルにいがた	6	賛成
真政にいがた	3	？
公明党	2	否
無所属	1	賛成

- 右図の　36．2%　＋　16．8%　＋　0．6%　＝　53．6%
  の方々に語りかける

新潟日報が10月24日に行った新潟県内の有権者を対象にインターネットを介した独自調査結果

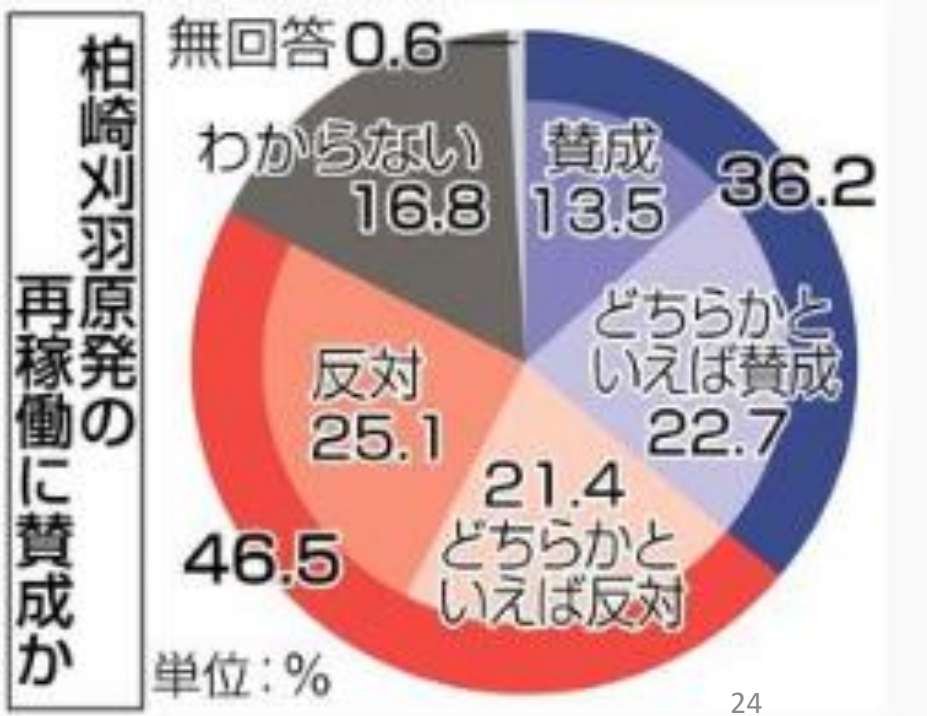

５　日本のありかた、私たちのありかた　が問われている

①　福島原発事故を起こした東電に、原発を稼働させていいのか？

②　福島原発事故のあと始末ができていない東電に、原発を稼働させていいのか？

③　途方もない危険を地域に押し付けて、政策を進めることを許していいのか？

④　原発が抱えている途方もない危険を、電力会社、規制委員会、社会は抑えることができるのか？

⑤　ここまで原発を使ってきた私たちは、たまった放射性廃棄物や使用済み核燃料、プルトニウムを
どうするのがよいのか、わかっているか？